

令和 7 年 6 月
令和 7 年 第 3 回 栃 木 市 議 会 定 例 会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 3 号	専決処分事項の報告について（和解・損害賠償の額の決定）	1
報告第 4 号	令和 6 年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	10
報告第 5 号	令和 6 年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	12
報告第 6 号	令和 6 年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	18
報告第 7 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計継続費繰越計算書	20
報告第 8 号	令和 6 年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書	22
報告第 9 号	令和 6 年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書	24
報告第 10 号	令和 6 年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書	26
報告第 11 号	放棄した債権の報告について	28
報告第 12 号	一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業計画書の提出について	29
議案第 75 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市税条例の一部を改正する条例の制定）	30
議案第 76 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木都市計画税条例の一部を改正する条例の制定）	36
議案第 77 号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定）	40
議案第 78 号	令和 7 年度栃木市一般会計補正予算（第 1 号）	別冊
議案第 79 号	地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の 一部を改正する条例の制定について	44
議案第 80 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事）	46
議案第 81 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工事）	47
議案第 82 号	工事請負契約の締結について （（仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事）	48
議案第 83 号	工事請負契約の変更について（東郷堀川調節池整備工事）	49
議案第 84 号	財産の取得について （公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）LED照明器具）	50
議案第 85 号	財産の取得について （公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED照明器具）	51

議案第 86 号	財産の取得について（消防ポンプ自動車）	52
議案第 87 号	財産の取得について（水槽付消防ポンプ自動車）	53
議案第 88 号	財産の取得について（高規格救急自動車）	54
議案第 89 号	財産の取得について（小学校児童用タブレット端末）	55
議案第 90 号	財産の取得について（中学校生徒用タブレット端末）	56
議案第 91 号	土地改良事業の施行について（弁天下溜地区）	57
議案第 92 号	土地改良事業の施行について（大柿西溜地区）	63
議案第 93 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	69
議案第 94 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	70
議案第 95 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	71
議案第 96 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	72
議案第 97 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	73
議案第 98 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	74
議案第 99 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	75
議案第 100 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	76
議案第 101 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	77
議案第 102 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	78
議案第 103 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	79
議案第 104 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	80
議案第 105 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	81
議案第 106 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	82
議案第 107 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	83
議案第 108 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	84
議案第 109 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	85
議案第 110 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	86
議案第 111 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	87
議案第 112 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	88
議案第 113 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	89
議案第 114 号	農業委員会の委員の任命につき同意を求めることについて	90

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- 専決第 3 号 和解に関する専決処分
- 専決第 4 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 専決第 8 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 専決第 9 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 専決第 10 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 専決第 11 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分
- 専決第 12 号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

和解に関する専決処分書

和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月6日

栃木市長 大 川 秀 子

本市の元教諭が起こした事件に関して被害者から元教諭及び市に対して提起された損害賠償請求事件[REDACTED]について、次のとおり和解する。

1 当事者

原告 栃木市内居住者

被告 元教諭、栃木市

2 和解条項

- (1) 被告元教諭は、原告に対し、本件和解金として[REDACTED]の支払義務があることを認める。
- (2) 被告元教諭は、原告に対し、前項の金員を、令和7年3月21日限り、原告訴訟代理人預り金口座に振り込んで支払う。ただし、振込手数料は被告元教諭の負担とする。
- (3) 被告らは、被告らの間に本件に係る求償債権債務がいずれも存在しないことを相互に確認する。

- (4) 原告及び被告らは、正当な事由のない限り、本件及び本和解の内容について第三者に口外しないことを相互に約束する。
- (5) 原告は、その余の請求をいずれも放棄する。
- (6) 原告及び被告らは、原告と被告らとの間及び被告元教諭と被告市との間には、本件に関し、この和解条項に定めるもののほかに何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は各自の負担とする。

(※個人情報保護のため、一部マスキングしています。)

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年3月14日

栃木市長 大川 秀子

令和7年2月13日、栃木市大平町蔵井地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

小山市大字押切地内居住者

2 損害賠償の額

546,123円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 4 月 16 日

栃木市長 大川 秀子

令和 7 年 1 月 10 日、栃木市細堀町地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市鍋山町地内居住者

2 損害賠償の額

15,757 円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年4月16日

栃木市長 大川 秀子

令和7年2月27日、栃木市菌部町3丁目地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

茨城県古河市下山町地内居住者

2 損害賠償の額

6,919円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年4月24日

栃木市長 大川 秀子

令和7年2月13日、栃木市大平町富田地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町富田地内居住者

2 損害賠償の額

296,043円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 8 0 条第 1 項の規定により次のとおり専決処分する。

令和 7 年 5 月 2 日

栃木市長 大 川 秀 子

令和 6 年 1 2 月 2 3 日、栃木市城内町 2 丁目地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市今泉町 1 丁目地内居住者

2 損害賠償の額

3 1, 0 4 8 円

3 賠償の条件

相手方の賠償額 3 6, 0 9 5 円から市の賠償額 3 1, 0 4 8 円を差し引いた 5, 0 4 7 円を相手方が市に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和7年5月13日

栃木市長 大川 秀子

令和7年4月6日、栃木市西方町真名子地内において発生した道路管理の瑕疵による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市西方町真名子地内居住者

2 損害賠償の額

40,700円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

令和6年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
4 衛生費	2 清掃費	とちぎクリーンプラ ザ施設保守整備事業	円 9,015,028,000	円 5,350,860,000	円 419,493,000	円 5,770,353,000
8 土木費	2 道路橋 りょう 費	今泉泉川線道路整備 事業（栃木今泉町1・ 2丁目・日ノ出町）	150,000,000	124,000,000		124,000,000
10 教育費	4 社会教 育費	文化会館施設改修事 業	519,420,000	320,426,000		320,426,000
合 計			9,684,448,000	5,795,286,000	419,493,000	6,214,779,000

報告第4号

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円 5,327,359,602	円 442,993,398	円 442,993,398	円 40,637,000	円 9,056,000	円 387,400,000	円 5,900,398
	124,000,000	124,000,000	5,850,000	55,550,000	62,600,000	
155,856,000	164,570,000	164,570,000	13,870,000		148,100,000	2,600,000
5,483,215,602	731,563,398	731,563,398	60,357,000	64,606,000	598,100,000	8,500,398

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	コミュニティFM事業	円 2,563,000
		未利用公共施設活用事業	11,792,000
		岩舟体育館耐震化改修事業	64,317,000
3 民生費	1 社会福祉費	都賀地域活動支援センター解体事業	2,772,000
		老人福祉施設等整備事業補助金	33,600,000
		低所得世帯支援給付金支給事業	570,429,000
	2 児童福祉費	学童保育事業	8,101,000
		多子世帯への物価高騰対応給付金支給事業	26,598,000
4 衛生費	1 保健衛生費	水道事業会計出資金	111,000,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業生産振興事業補助金	82,000,000
		防災重点農業用ため池整備事業委託	19,800,000
		県単独農業農村整備事業	5,080,000
		農地耕作条件改善事業	100,900,000
7 商工費	1 商工費	キャッシュレス決済ポイント還元事業	232,525,000
8 土木費	1 土木管理費	狭あい道路整備補助金	281,000
		木造住宅耐震化促進事業	12,200,000

報告第5号

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 1,958,000	円	円	円	円	円 1,958,000
11,792,000	11,792,000				0
54,017,000			54,000,000		17,000
2,772,000			2,400,000		372,000
33,600,000		33,600,000			0
532,153,000		532,153,000			0
0					0
26,598,000		26,598,000			0
111,000,000			111,000,000		0
63,654,000		63,654,000			0
19,800,000		15,840,000	3,900,000		60,000
5,080,000		3,320,000			1,760,000
100,900,000		65,585,000	35,200,000		115,000
232,525,000		232,525,000			0
281,000		93,000			188,000
3,000,000		2,250,000			750,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	1 土木管理費	ブロック塀等撤去改修促進事業	円 1,295,000
	2 道路橋りょう費	生活道路舗装補修事業	14,000,000
		市道1033号線交通安全施設整備事業 (栃木大宮町)	34,930,000
		市道2065号線道路改良事業(栃木平井町)	4,167,000
		市道1066号線道路改良事業(藤岡富吉1区)	30,377,000
		今泉泉川線道路整備事業(栃木今泉町1・2丁目・日ノ出町)	99,000,000
		市道22024号線道路改良事業(大平下高島)	15,524,000
		市道61268・61262・61251号線道路改良事業(岩舟静)	11,948,000
		市道2091号線道路改良事業(岩舟五十畑)	14,696,000
		橋梁長寿命化修繕事業	195,500,000
		市道2098号線(両明橋)橋りょう整備事業(大平榎本)	14,400,000
	3 河川費	雨水・浸水対策事業	1,191,623,000
		河川維持管理	67,000,000
	4 都市計画費	公園施設長寿命化対策事業	99,759,000
9 消防費	1 消防費	防災事業	578,000
		消防庁舎整備事業	80,443,000
		消防車等管理	1,437,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 122,000	円	円 91,000	円	円	円 31,000
10,102,000			10,100,000		2,000
0					0
4,167,000			3,700,000		467,000
18,150,000			16,300,000		1,850,000
14,849,000		4,940,000	8,900,000		1,009,000
1,429,000			1,200,000		229,000
0					0
3,473,000			3,100,000		373,000
151,943,000		58,025,000	84,400,000		9,518,000
14,400,000		7,000,000	6,600,000		800,000
981,700,000			981,700,000		0
52,000,000			52,000,000		0
99,759,000		43,000,000	56,700,000		59,000
578,000					578,000
50,243,000			45,200,000		5,043,000
0					0

款	項	事業名	金額
10 教育費	2 小学校費	小学校施設整備事業	円 37,846,000
		小学校屋内運動場改修事業	22,330,000
	3 中学校費	中学校施設整備事業	66,038,000
		中学校設備省エネ化推進事業	64,691,000
	4 社会教育費	伝建地区拠点施設整備事業	7,194,000
合 計			3,358,734,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既 収 入 特定財源	未 収 入 特 定 財 源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 32,681,000	円	円 2,430,000	円 24,800,000	円	円 5,451,000
22,330,000			22,300,000		30,000
58,432,000		16,549,000	38,700,000		3,183,000
64,691,000		10,494,000	53,800,000		397,000
7,194,000					7,194,000
2,787,373,000	11,792,000	1,118,147,000	1,616,000,000	0	41,434,000

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市平川産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 土地区画 整理事業費	1 土地区画 整理事業費	平川土地区画整理事業	円 244,386,000
合 計			244,386,000

報告第6号

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 226,451,000	円	円	円 226,400,000	円	円 51,000
226,451,000	0	0	226,400,000	0	51,000

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市水道事業会計継続費繰越計算書

地方公営企業法施行令第18条の2第1項の規定による継続費繰越額

款	項	事業名	継続費 の総額	令和6年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
1 資本的支出	1 建設改良費	栃木市水道統合事業	円 552,860,000	円 222,000,000	円	円 222,000,000
合 計			552,860,000	222,000,000	0	222,000,000

報告第7号

支払義務 発 生 (見込)額	残 額	翌年度 通 次 繰越額	翌年度通次繰越額に係る財源内訳			翌年度通次 繰越額に係る 繰越を要する たな卸資産の 購入限度額
			出資金	地方債	損益勘定 留保資金	
円	円	円	円	円	円	円
	222,000,000	222,000,000	111,000,000	100,000,000	11,000,000	
0	222,000,000	222,000,000	111,000,000	100,000,000	11,000,000	0

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市水道事業会計予算繰越計算書

(1) 収益的支出

地方公営企業法第26条第2項ただし書きの規定による事故繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 水道事業費用	1 営業費用	原水及び浄水費	645,660,000	484,357,605	20,603,000
		受託工事費	38,788,000	25,761,087	5,797,000
合 計			684,448,000	510,118,692	26,400,000

(2) 資本的支出

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	上水道整備事業	296,657,000	236,555,000	44,836,000
		水道設備更新事業	525,088,000	189,946,000	270,457,000
		管路耐震化事業	240,627,000	216,700,000	21,835,000
合 計			1,062,372,000	643,201,000	337,128,000

報告第8号

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
		20,603,000	140,699,395		川原田浄水場基本設計業務着手後に他部署からの設計に関連する要望があり、設計内容の再検討が必要となったことにより、年度内完了が見込めないため。
		5,797,000	7,229,913		県の電線共同溝事業に伴う水道管の仮設工事において、先行で行うガス管の移設工事に大幅な遅延が生じたため。
0	0	26,400,000	147,929,308	0	

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
		44,836,000	15,266,000		関連する水路築造工事との調整に不測の日数を要したため。
		270,457,000	64,685,000		電子部品の受給難により、制御盤等の納品が大幅に遅延したため。
		21,835,000	2,092,000		漏水が発生し急遽布設替え工事が必要となったが、標準工期の確保ができないため。
0	0	337,128,000	82,043,000	0	

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市下水道事業会計予算繰越計算書

(1) 資本的支出

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予 算 計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額
			円	円	円
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道建設事業	748,909,000	529,669,095	89,569,000
		雨水渠整備事業	608,933,000	87,211,059	459,771,000
		流域下水道建設事業	128,236,000	9,943,281	85,238,999
合 計			1,486,078,000	626,823,435	634,578,999

報告第9号

左の財源内訳			不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を 要するたな卸 資産の購入限 度額	説 明
国 県 支出金	地方債	損益勘定 留保資金			
円	円	円	円	円	
6,084,500	69,975,000	13,509,500	129,670,905		関係機関との施工調整に不測の日数を要したため。
219,846,000	239,925,000		61,950,941		設計内容の再検討及び関係機関との調整に不測の日数を要したため。
	85,200,000	38,999	33,053,720		栃木県が実施する流域下水道事業の年度内完了が見込めず、市負担金を翌年度に繰り越す必要があるため。
225,930,500	395,100,000	13,548,499	224,675,566	0	

令和7年6月6日提出

栃木市長 大 川 秀 子

令和6年度栃木市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左 の 内 訳		支出負担 行為予定額
				支出済額	支出未済額	
			円	円	円	円
6 農林水産 業費	1 農業費	農地耕作条件 改善事業	80,863,000		80,863,000	
合 計			80,863,000	0	80,863,000	0

報告第10号

翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
		国県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	
80,863,000		52,560,000	15,200,000		13,103,000	部屋南部地区の排水路改修工事における残土置場について、所有者より内諾を得ていたところであったが、別の場所に変更してほしい旨申し出があったことから、別の場所を探すことになり、この調整期間として不測の日数を要したことで年度内の工事完了が困難となったため。
80,863,000	0	52,560,000	15,200,000	0	13,103,000	

令和7年6月6日提出

栃木市長 大川 秀子

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成 2 4 年栃木市条例第 3 7 号）第 1 5 条第 1 項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第 2 項の規定により議会に報告する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数
市営住宅使用料 (都市建設部建築住宅課)	4, 497, 232	第 2 号 (時効完成)	令和 7 年 3 月 31 日	33
市営住宅駐車場使用料 (都市建設部建築住宅課)	191, 100	第 2 号 (時効完成)	令和 7 年 3 月 31 日	7
住宅新築資金貸付金 (都市建設部建築住宅課)	6, 504, 206	第 1 号 (破産)	令和 7 年 3 月 31 日	24
宅地取得資金貸付金 (都市建設部建築住宅課)	5, 991, 195	第 1 号 (破産)	令和 7 年 3 月 31 日	25
小 計	17, 183, 733			89
学校給食費 (教育委員会事務局保健給食課)	660	第 6 号 (所在不明))	令和 7 年 3 月 31 日	2
小 計	660			2
水道料金 (上下水道局上下水道総務課)	50, 931	第 1 号 (破産)	令和 7 年 3 月 31 日	27
	1, 739, 402	第 2 号 (時効完成)	令和 7 年 3 月 31 日	336
小 計	1, 790, 333			363
合 計	18, 974, 726			454

一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業計画書の提出について

一般財団法人栃木市農業公社の令和 7 年度事業計画書を地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 2 項の規定により別添のとおりに提出する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

市長の専決処分事項の承認について

栃本市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃本市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

栃本市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 39 号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成 22 年栃木市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

第 82 条第 1 号ア中「エ」を「ウ及びオ」に改め、同号イ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号エを同号オとし、同号ウ中「又は」を「（ウに掲げるものを除く。）又は」に改め、同号ウを同号エとし、同号イの次に次のように加える。

ウ 2 輪のもので、総排気量が 0.125 リットル以下かつ最高出力が 4.0 キロワット以下のもの 年額 2,000 円

第 89 条第 2 項第 5 号中「定格出力」の次に「（第 82 条第 1 号ウに掲げる原動機付自転車にあっては、原動機の総排気量及び最高出力）」を加える。

第 90 条第 2 項中「身体障がい者又は」を「身体障がい者若しくは」に、「を提示」を「又はこれらの者の特定免許情報（同法第 95 条の 2 第 2 項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。）が記録された免許情報記録個人番号カード（同法第 95 条の 2 第 4 項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。）を提示」に改め、同項第 5 号中「の番号、交付年月日及び」を「又は道路交通法第 95 条の 2 第 2 項第 1 号に規定する免許情報記録（以下この号において「免許情報記録」という。）の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の」に改め、同条中第 4 項を第 5 項とし、第 3 項を第 4 項とし、第 2 項の次に次の 1 項を加える。

3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するた

めに必要な措置を受けなければならない。

附則第10条の2第17項中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改め、同条第18項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改め、同条第19項中「附則第15条第41項」を「附則第15条第40項」に改め、同条第20項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第10条の3中第13項を第15項とし、第12項を第14項とし、第11項の次に次の2項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかった理由

13 市長は、法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋については、前項の申告書の提出がなかった場合においても、マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成12年法律第149号）第5条の2第1項に規定する管理組合の管理者等から法

附則第15条の9の3第2項に規定する期間内に施行規則附則第7条第17項各号に掲げる書類の提出がされ、かつ、当該特定マンションが法附則第15条の9の3第1項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項の規定を適用することができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の栃木市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第82条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 6 号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専
決処分書

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法
(昭和 22 年法律第 67 号) 第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専
決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第40号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第37項」を「附則第15条第36項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第38項」を「附則第15条第37項」に改める。

附則第9項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第41項」に改める。

附則第20項中「第34項まで、第37項、第38項、第42項若しくは第45項」を「第33項まで、第36項、第37項、第41項若しくは第44項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

専決第 7 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する
専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和 7 年 3 月 31 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 3 1 日

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第41号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項第2号中「295,000円」を「305,000円」に改め、同項第3号中「545,000円」を「560,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

栃木市条例第 号

地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例等の一部を改正する条例

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

第1条 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和4年栃木市条例第33号）の一部を次のように改正する。

附則第2条中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

(栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 栃木市職員の給与に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和4年栃木市条例第37号）の一部を次のように改正する。

附則第4条第1項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に、「次項及び第5項」を「及び次項」に改め、同条第6項中「附則第9条第2項」を「附則第9条第6項」に改める。

(栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 栃木市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例（令和5年栃木市条例第16号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「附則第9条第3項」を「附則第9条第2項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- 1 契約の目的 （仮称）栃木東地域学校給食センター新築工事
- 2 契約の方法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契約金額 702,900,000 円
- 4 契約の相手方 栃木市片柳町 2 丁目 14 番 39 号
館野・栃木アンカー特定建設工事共同企業体
代表者 館野建設株式会社
代表取締役 横田 雄作

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契 約 の 目 的 | （仮称）栃木東地域学校給食センター新築電気設備工
事 |
| 2 | 契 約 の 方 法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 契 約 金 額 | 3 3 9 , 1 9 7 , 1 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 栃木市平井町 5 2 3 番地 7
大興・北尾特定建設工事共同企業体
代表者 大興電気工業株式会社
代表取締役 小林 誠 |

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- 1 契 約 の 目 的 （仮称）栃木東地域学校給食センター新築機械設備工事
- 2 契 約 の 方 法 事後審査型条件付き一般競争入札
- 3 契 約 金 額 1, 1 9 9, 0 0 0, 0 0 0 円
- 4 契約の相手方 栃木市大平町榎本 9 1 9 番地 1
サルカン・山中特定建設工事共同企業体
代表者 株式会社サルカン
代表取締役 猿山 正和

工事請負契約の変更について

令和 6 年第 3 回栃木市議会定例会において、議案第 8 0 号として議決を経た工事請負契約（東郷堀川調節池整備工事）の一部について、次のとおり変更する。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

契約金額を 2 9 1 , 5 8 8 , 0 0 0 円とする。

財産の取得について

公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）ＬＥＤ照明器具として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第９６条第１項第８号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 公共施設（栃木市藤岡総合体育館及び栃木市藤岡弓道場）ＬＥＤ照明器具 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 1 9 , 6 9 4 , 4 0 0 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都千代田区神田練塀町 3 番地
東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原 弘治 |

財産の取得について

公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED 照明器具として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 公共施設（栃木市栃木保健福祉センター外 3 施設）LED 照明器具 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 指名競争入札による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 17,371,200 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都千代田区神田練堀町 3 番地
東京センチュリー株式会社
代表取締役 藤原 弘治 |

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 21,450,000 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 栃木県小山市喜沢 1394 番地
合資会社 渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

財産の取得について

水槽付消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 水槽付消防ポンプ自動車 1 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 94,930,000 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都港区芝五丁目 36 番 7 号
三田ベルジュビル 19 階
株式会社 モリタ 東京支店
支店長 山北 忠司 |

財産の取得について

高規格救急自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 高規格救急自動車 1 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 39,380,000 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 栃木県宇都宮市横田新町 3 番 47 号
栃木トヨタ自動車株式会社
代表取締役 新井 孝則 |

財産の取得について

小学校児童用タブレット端末として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 8 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | | |
|---|-----------|--|------------|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 小学校児童用タブレット端末 | 7, 4 9 1 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 随意契約による譲渡特約付賃貸借契約 | |
| 3 | 取得予定価格 | 4 2 8, 3 5 3, 0 0 0 円 | |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
営業統括本部長 飯倉 義一 | |

財産の取得について

中学校生徒用タブレット端末として、次の財産を取得することについて、
地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 9 6 条第 1 項第 8 号の規定により
議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 財 産 の 表 示 | 中学校生徒用タブレット端末 3, 8 8 4 台 |
| 2 | 取 得 の 方 法 | 随意契約による譲渡特約付賃貸借契約 |
| 3 | 取得予定価格 | 2 2 1, 9 7 3, 7 6 0 円 |
| 4 | 取 得 相 手 | 東京都千代田区丸の内三丁目 4 番 1 号
株式会社 J E C C
営業統括本部長 飯倉 義一 |

土地改良事業の施行について

次の農村地域防災減災事業の施行に当たり、別紙のとおり弁天下溜地区緊急防災工事計画の概要を定めたいので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する同法第 8 7 条の 4 第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 事 業 名

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模））

2 地 区 名

弁天下溜地区（栃木市大平町西山田地内）

(別紙)

弁天下溜地区緊急防災工事計画概要書

1 目的

弁天下溜は、太平山南側の裾野に位置し、19.4haの水田をかんがいする大岩藤土地改良区が管理する農業用ため池である。

また、本ため池は、明治時代頃より利用されており、その受益地は、昭和46年着手の県営水田転換特別対策事業西山田地区により整備・改修され、20～30a程度の標準田区を形成する比較的急峻な水田地帯となっている。

一方で本ため池は、長年にわたる利用により施設の劣化が進行しており、令和4年度の各種耐性調査の結果、洪水耐性・地震耐性ともに基準を下回る状況であることが確認された。特に、洪水吐の水処理能力不足や、地震時の堤体安全率低下が顕著であり、防災上大きな課題となっており、下流域には農地に加え一般住宅、市道があることから、ため池の決壊による甚大な被害が懸念される。

このため、堤体の補強及び施設機能の回復を図り、災害の未然防止を目的として、本事業を実施する。

2 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

- ・所在地：栃木市大平町西山田地内
- ・受益面積：19.4ha（水田）

(2) 現況

- ・土地状況：区画整理済、農道整備済
- ・水利状況：19.4haの農業用水源として利用

- ・営農状況：主要作物は水稻
- ・地域環境：ドジョウ、ヤゴ類が生息。景観・生態系保全に配慮し、豊かな自然環境の維持を目指す。

3 基本計画

- ・堤体工：貯水池側に盛土を施し、堤高を上げることで必要余裕高を確保。良質盛土を使用し地震耐性を向上、併せて法面保護工を設置し浸食防止を図る。
- ・取水施設：堤体面の階段、斜樋、取水ゲートを改修し、用水供給機能及び安全性向上を図る。
- ・洪水吐工：計画洪水量に対応する洪水断面を確保するため、側水路型から正面越流型へ改修する。

4 工事の要領

(1) 一般計画

地震耐性及び豪雨耐性の低下が認められたため、堤体の補強と取水施設の修繕を行い、ため池機能の回復及び災害リスクの低減を目的とする。

(2) 工事の内容等

- ・主要工事計画：ため池整備（工事箇所1ヶ所）
- ・事業費：79,000千円
- ・予定工期：令和7年度～令和9年度

5 費用の概算

- ・事業名：農村地域防災減災事業

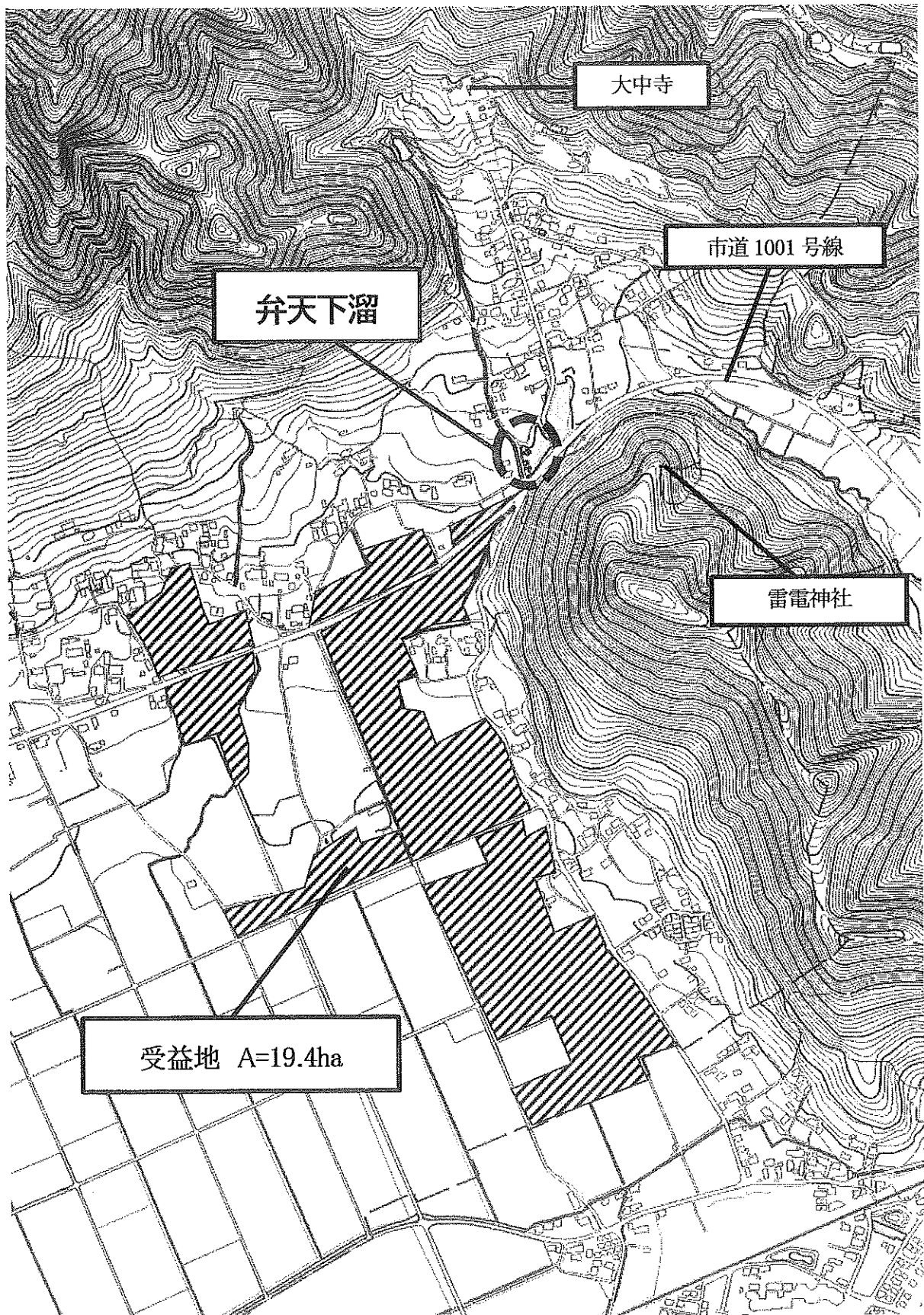
- ・事業区分：防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）

区 分	金 額（千円）
総事業費	79,000
工事費	65,200
（内訳）堤体工	16,300
取水施設	31,900
洪水吐工	17,000
測量・試験費	13,800

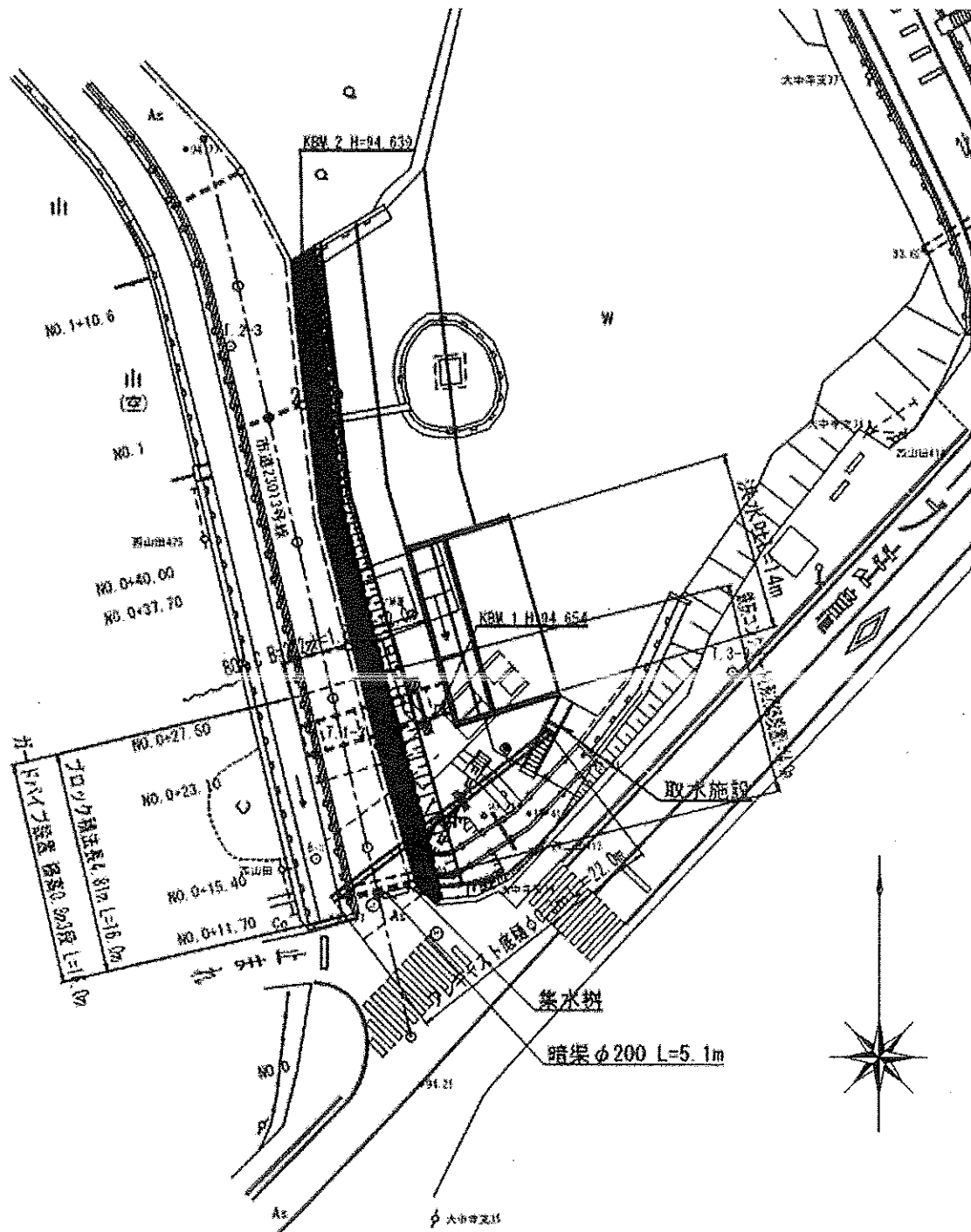
6 事業の効用

- ・本事業により、受益面積19.4haの農地に対する農業用水供給の安定化が図られ、作物生産の向上が期待される。
- ・下流域における洪水・地震災害リスクの低減に寄与し、地域住民の生命財産を守る重要な効果が見込まれる。

弁天下溜 位置図



弁天下溜 平面図



土地改良事業の施行について

次の農村地域防災減災事業の施行に当たり、別紙のとおり大柿西溜地区緊急防災工事計画の概要を定めたいので、土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 9 6 条の 4 第 1 項において準用する同法第 8 7 条の 4 第 2 項の規定により議会の議決を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

1 事 業 名

農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模））

2 地 区 名

大柿西溜地区（栃木市都賀町大柿地内）

(別紙)

大柿西溜地区緊急防災工事計画概要書

1 目的

大柿西溜は、栃木市北部に位置し、山間に存する19.6haの水田をかんがいする都賀町土地改良区が管理する農業用ため池である。

また、本ため池は、平成6～14年度の団体営圃場整備事業「大柿西地区」により整備された標準区画30a程度の水田の水利改善を目的とし、平成11年より供用開始され、供用開始から25年を経過した現在、施設自体は比較的新しいものの、近年の異常気象に伴う豪雨災害リスクの高まりに対し、余裕高や洪水吐能力が不足していることが確認された。

更に、地震耐性評価でも安全率の不足が指摘され、施設の安定性に課題が認められており、下流域には農地に加え一般住宅、市道があることから、ため池の決壊による甚大な被害が懸念される。

このため、堤体の補強及び洪水吐の改修を実施し、災害の未然防止を目的として、本事業を実施する。

2 地域の所在及び現況

(1) 地域の所在

- ・所在地：栃木市都賀町大柿地内
- ・受益面積：19.6ha（水田）

(2) 現況

- ・土地状況：区画整理済、農道整備済
- ・水利状況：19.6haの農業用水源として利用
- ・営農状況：主要作物は水稻

- ・地域環境：ドジョウ、サワガニ、ヤゴ類が生息。景観・生態系保全に配慮し、豊かな自然環境の維持を目指す。

3 基本計画

- ・堤体工：堤体に盛土を施し、堤高を上げることで必要余裕高を確保。併せて法面保護工を設置し浸食防止を図る。
- ・洪水吐工：計画洪水量に対応する洪水断面を確保するよう改修する。

4 工事の要領

(1) 一般計画

平成11年に築造された比較的新しいため池であるが、地震・豪雨耐性に課題があり、堤体の補強工事を行うことで機能回復と災害の未然防止を図る。

(2) 工事の内容等

- ・主要工事計画：ため池整備（工事箇所1ヶ所）
- ・事業費：73,100千円
- ・予定工期：令和7年度～令和9年度

5 費用の概算

- ・事業名：農村地域防災減災事業
- ・事業区分：防災重点農業用ため池緊急整備事業（小規模）

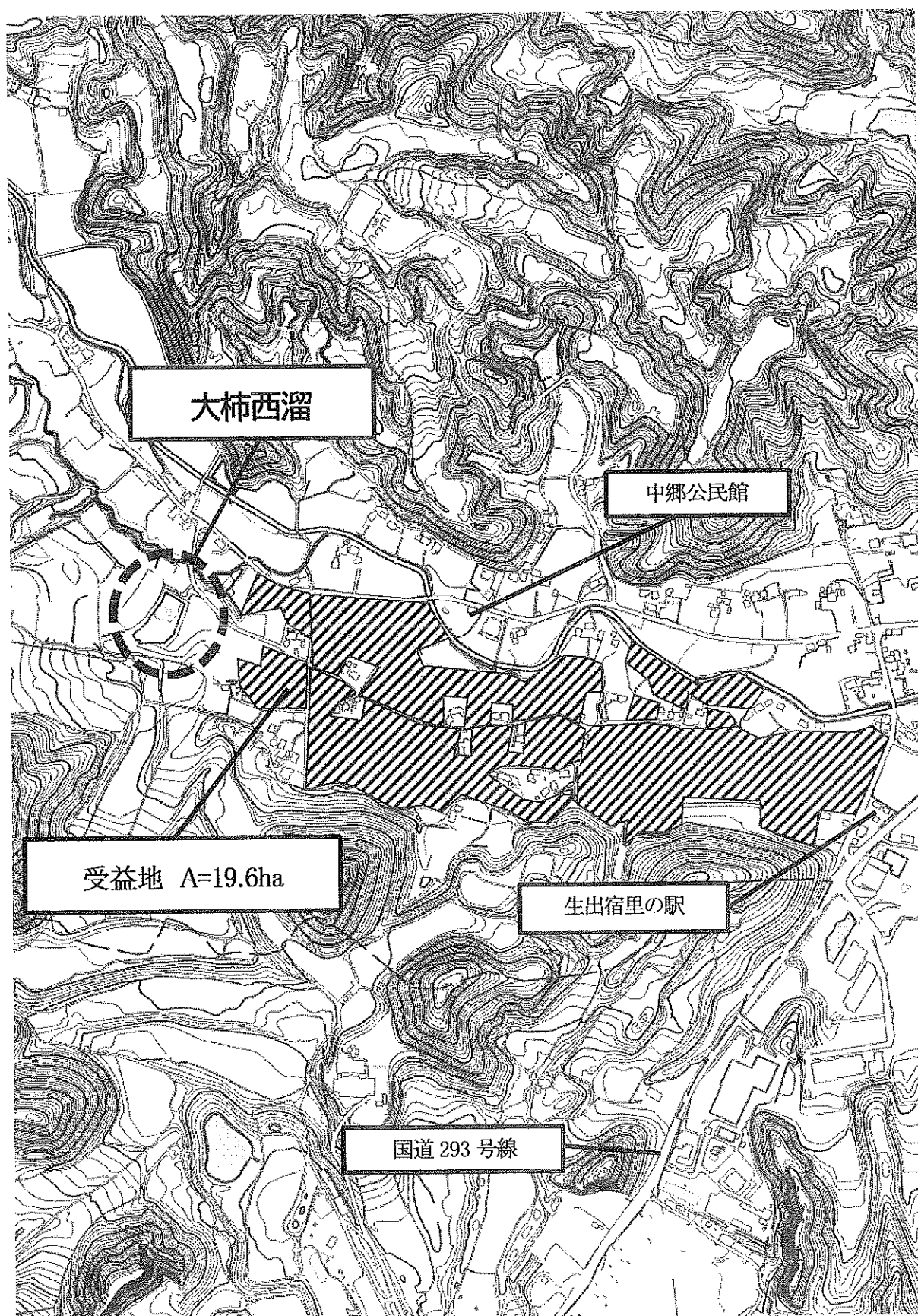
区 分	金 額（千円）
総事業費	73,100
工事費	58,100

(内訳) 堤体工	14,100
洪水吐工	44,000
測量・試験費	15,000

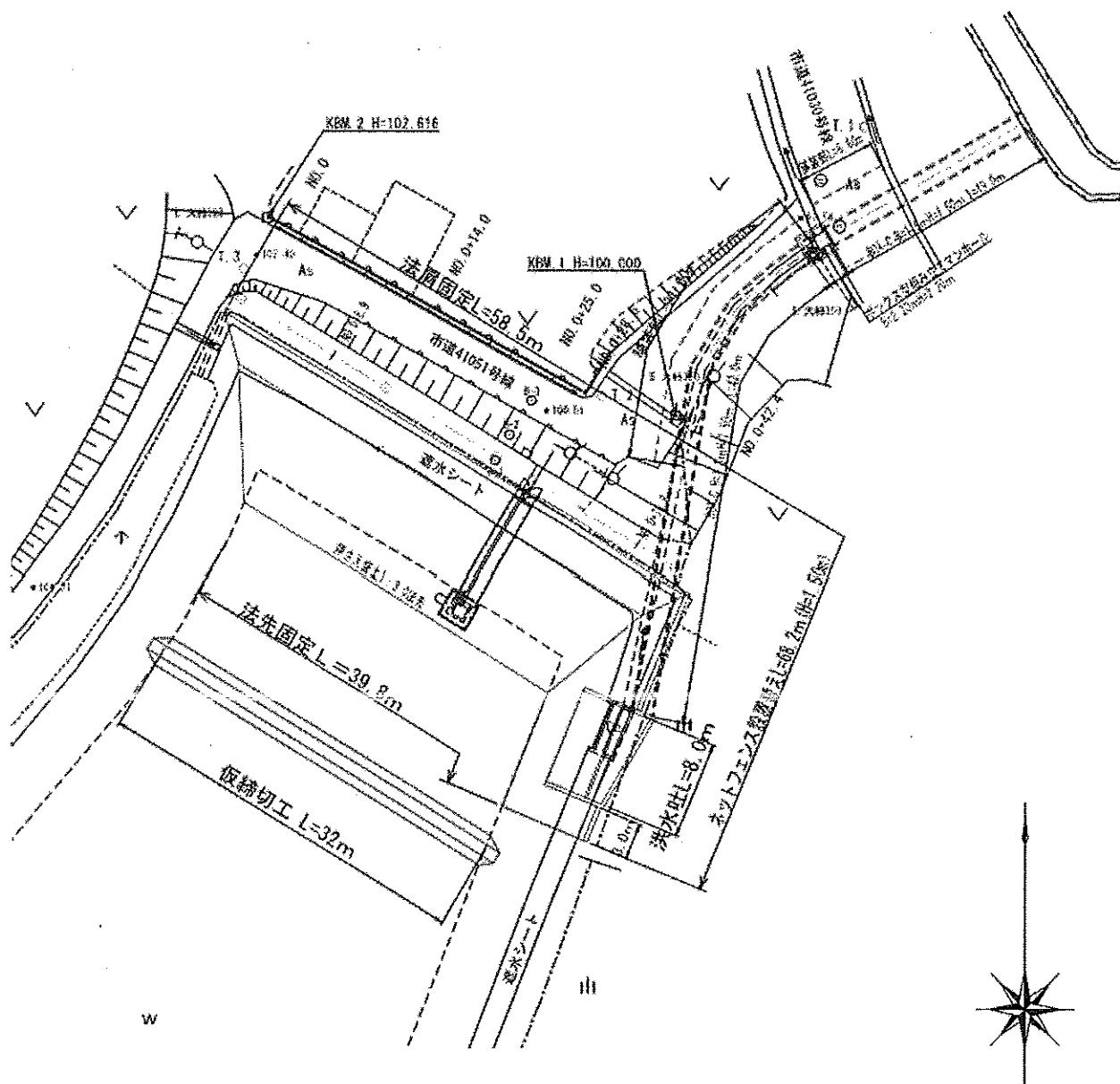
6 事業の効用

- ・受益面積19.6haにおける安定した農業用水供給を確保し、水稻を中心とした作物生産効果の向上が期待される。
- ・下流域における洪水・地震災害リスクの低減に寄与し、地域住民の生命財産を守る重要な効果が見込まれる。

大柿西溜 位置図



大柿西溜 平面図



人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法
(昭和 24 年法律第 139 号) 第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求め
る。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大宮町 1 6 4 7 番地 1

氏 名 船田 圭子

生年月日 昭和 42 年 4 月 24 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町中根 4 0 9 番地

氏 名 石塚 一彦

生年月日 昭和 2 7 年 4 月 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市都賀町家中 3 2 5 0 番地

氏 名 早乙女 とみ

生年月日 昭和 2 7 年 1 1 月 2 0 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市川原田町 8 9 2 番地

氏 名 野尻 真悟

生年月日 昭和 2 8 年 1 2 月 2 7 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大塚町 1 0 0 0 番地 1

氏 名 若色 昭松

生年月日 昭和 29 年 6 月 15 日

議案第 9 8 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町甲 3 0 0 8 番地

氏 名 大谷 朗

生年月日 昭和 2 9 年 1 0 月 1 9 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大宮町 9 7 3 番地 1

氏 名 田中 健一

生年月日 昭和 30 年 2 月 23 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市都賀町家中 4 8 5 番地

氏 名 大塚 幸八

生年月日 昭和 3 0 年 5 月 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市都賀町木 8 8 3 番地

氏 名 渡邊 昭男

生年月日 昭和 3 0 年 8 月 2 日

議案第 1 0 2 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町金崎 7 0 7 番地 3

氏 名 田谷 安久

生年月日 昭和 3 1 年 1 月 7 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町上高島 485 番地

氏 名 生澤 良一

生年月日 昭和 31 年 6 月 27 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市西方町元 848 番地

氏 名 鈴木 美智子

生年月日 昭和 32 年 6 月 14 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町藤岡 3 9 0 1 番地 1

氏 名 田中 徹

生年月日 昭和 3 2 年 8 月 1 0 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町西山田 1 5 6 8 番地

氏 名 小林 真理子

生年月日 昭和 34 年 1 月 22 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町小野寺 206 番地 3

氏 名 中田 秀雄

生年月日 昭和 34 年 2 月 16 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町壘岡 709 番地

氏 名 五十畑 節子

生年月日 昭和 35 年 3 月 8 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 26 年法律第 88 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市岩舟町静戸 1 6 5 2 番地 1

氏 名 青木 則夫

生年月日 昭和 37 年 1 月 26 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大皆川町 2 6 0 番地 2

氏 名 巻島 陽一

生年月日 昭和 3 7 年 2 月 4 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市藤岡町大前 1 7 9 7 番地

氏 名 糸井 世志江

生年月日 昭和 3 9 年 3 月 2 1 日

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大平町西水代 1 9 5 8 番地 1

氏 名 毛塚 登

生年月日 昭和 4 2 年 1 0 月 6 日

議案第 1 1 3 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市都賀町原宿 7 7 8 番地 2

氏 名 泉田 裕美

生年月日 昭和 4 3 年 8 月 4 日

議案第 1 1 4 号

農業委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市農業委員会委員に任命することについて、農業委員会等に関する法律（昭和 2 6 年法律第 8 8 号）第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 6 月 6 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 栃木市大久保町 5 9 4 番地

氏 名 縫村 啓子

生年月日 昭和 6 3 年 1 月 2 2 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

